（登録の申請等に関する手続）

第十一条の二　前条第四項に規定する税理士会及び日本税理士会連合会は、登録申請書（第十条の変更登録申請書を含む。）の提出があつたとき又は法第二十条の規定により変更の登録が必要であるにもかかわらずその申請がないときは、その申請者又はその変更の登録を申請すべき者に対して、事務所の名称及び所在地その他の登録事項に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

（報酬のある公職）

第十二条の二　法第二十四条第一号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）その他の法令（条例を含む。）又はその公職の服務に関する規範により法第二条第二項に規定する税理士業務（第二十一条及び第二十六条第一項において「税理士業務」という。）との兼業が制限されていないものとする。

第十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　税理士は、その所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則で定めるところにより、定期的に税理士証票の交換をしなければならない。

第十六条第一項第一号中「又はその補助税理士」を削り、「当該」を「その所属する」に改め、同項第二号中「税理士の補助税理士」を「所属税理士」に、「当該税理士の」を「その勤務する」に改め、「名称」の下に「又はその所属する税理士法人の名称」を加え、同条に次の一項を加える。

3　所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第二条第一項又は第二項の業務に従事する場合には、第一項第二号に定める事項に加え、直接受任（自らの責任において委嘱を受けて当該業務に従事することをいう。）である旨を付記するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（申告書を提出した者への調査の通知）

第十七条の二　法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士にすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第十八条中「補助税理士」を「所属税理士」に改める。

第二十条中「所属事務所」を「事務所」に改める。

第二十一条中「同項に規定する税理士業務（第二十六条第一項において「税理士業務」という。）」を「税理士業務」に改める。

第二十三条第二項中「所属事務所」を「事務所」に改め、同条第四項中「法第四十九条第四項」を「同条第四項」に改める。

第一号様式注意事項第二項中「配達記録郵便」を「特定記録郵便」に改める。

第二号様式表面中「第2条第3項」を「第2条の4第3項」に、「はり」を「貼り」に、「はる」を「貼る」に改め、同様式裏面注意事項第一項中「はる」を「貼る」に、「はり」を「貼り」に改め、同第四項中「配達記録郵便」を「特定記録郵便」に改める。

第三号様式中「第2条第3項」を「第2条の4第3項」に、「はり」を「貼り」に、「はる」を「貼る」に改める。

第五号様式中「第2条の3第2項」を「第2条の6第2項」に、「第2条の3第3項」を「第2条の6第3項」に改め、同様式注意事項第四項中「配達記録郵便」を「特定記録郵便」に改める。

第六号様式中「第2条の3第2項」を「第2条の6第2項」に、「第2条の3第3項」を「第2条の6第2項」に、「はり」を「貼り」に、「はる」を「貼る」に改め、同様式注意事項第四項中「配達記録郵便」を「特定記録郵便」に改める。

第七号様式中「所属事務所」を「税理士法人の事務所」に改める。

第八号様式を次のように改める。

第八号様式（日本工業規格A列4）

年　月　日

殿

税　務　代　理　権　限　証　書

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の名称及び所在地	電話（　）　－ 連絡先 〔 電話（　）　－ 〕
	所属税理士会等	税理士会　支部、登録番号等　第　号

上記の税理士又は税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

□ 税理士法人

税務代理

・過年分に関する税務代理

下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。

・調査の通知に関する同意

□ 上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。

年　月　日

依頼者	氏名又は名称	㊞
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－

1　税務代理の対象に関する事項

税目	年分等									
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日
税	平成	年分（年度）	自 平成	年	月	日	至 平成	年	月	日

2　その他の事項

注意事項

1　「1　税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理の対象となる税目と当該税目の区分に応じた年分等を記載すること。

2　「2　その他の事項」欄には、法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除かれる事項がある場合にその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載すること。